

「岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

平成30年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

岡谷市教員住宅管理規則（昭和42年岡谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

昭和51年度	岡谷市川岸中二丁目4番2号	2	18,000
	岡谷市川岸中三丁目1番27号	2	18,000
昭和52年度	岡谷市湊一丁目13番14号	2	18,000
昭和53年度	岡谷市長地出早二丁目15番18号	2	19,500
昭和54年度	岡谷市神明町三丁目16番34号	1	19,500
昭和55年度	岡谷市湊三丁目8番2号	2	22,500
	岡谷市湊三丁目8番1号	1	22,500
昭和56年度	岡谷市赤羽二丁目1番2号	2	22,800

」

を

「

昭和51年度	岡谷市川岸中二丁目4番2号	2	18,000
昭和52年度	岡谷市湊一丁目13番14号	2	18,000
昭和54年度	岡谷市神明町三丁目16番34号	1	19,500
昭和55年度	岡谷市湊三丁目8番2号	2	22,500
	岡谷市湊三丁目8番1号	1	22,500

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。